

1 1 神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部設置要綱

【危機管理本部】

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準(以下「防災本部設置基準」という。)に定めるほか、川崎地区現地防災本部(以下「現地本部」という。)の設置、組織等について必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 市長は、神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準別表に基づき、特に必要と認めるときは、現地本部を開設するものとする。

(組 織)

第3条 現地本部の組織は、別表第1のとおりとする。

2 現地本部には、現地副本部長を置き、川崎市危機管理担当副市長をもって充て、現地本部長を補佐するとともに事故がある場合は、その職務を代理する。

3 現地本部員にやむを得ぬ事情がある場合には、自己の代理として所属職員を出席させることができるものとする。

4 現地本部長は、災害の態様により、別表1以外の現地本部員が必要と認める場合には、本部長に対し、その現地本部員の指名を要請するものとする。

5 現地本部員の他、現地本部に招集する関係機関は、原則として別表2のとおりとするが、さらに応急対策上必要と認める場合には、別表2以外の機関を招集することができるものとする

6 現地本部の事務局は、川崎市危機管理本部があたり、その長は、危機管理監とする。

(設置場所)

第4条 現地本部は、原則として川崎市役所本庁舎6階災害対策本部室に開設する。ただし、川崎市地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部において現地本部の事務を行うものとする。

(情報連絡体制)

第5条 災害時における情報連絡体制は、別表第3のとおりとする。

(解 散)

第6条 災害の危険がなくなつたと認めるとき、又は応急対策活動が完了したと認められ、現地本部を市長が解散しようとする場合には、その旨を本部長に報告する。

付 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年5月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年11月6日から施行する。

別表第1(第3条関係)

神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部構成員

構 成 員	機 関 名	本部長及び本部長	連 絡 員
現地本部長	川崎市	市長	危機管理監
現地副本部長	川崎市	危機管理担当副市長	
現地本部長	陸上自衛隊第31普通科連隊	連隊長	第3科長
〃	第三管区海上保安本部	本部長	川崎海上保安署専門官
〃	神奈川県警察本部	本部長	災害対策課長
〃	神奈川県	安全防災局長	工業保安課長
〃	川崎市港湾局	局長	庶務課長
〃	川崎市消防局	局長	庶務課長

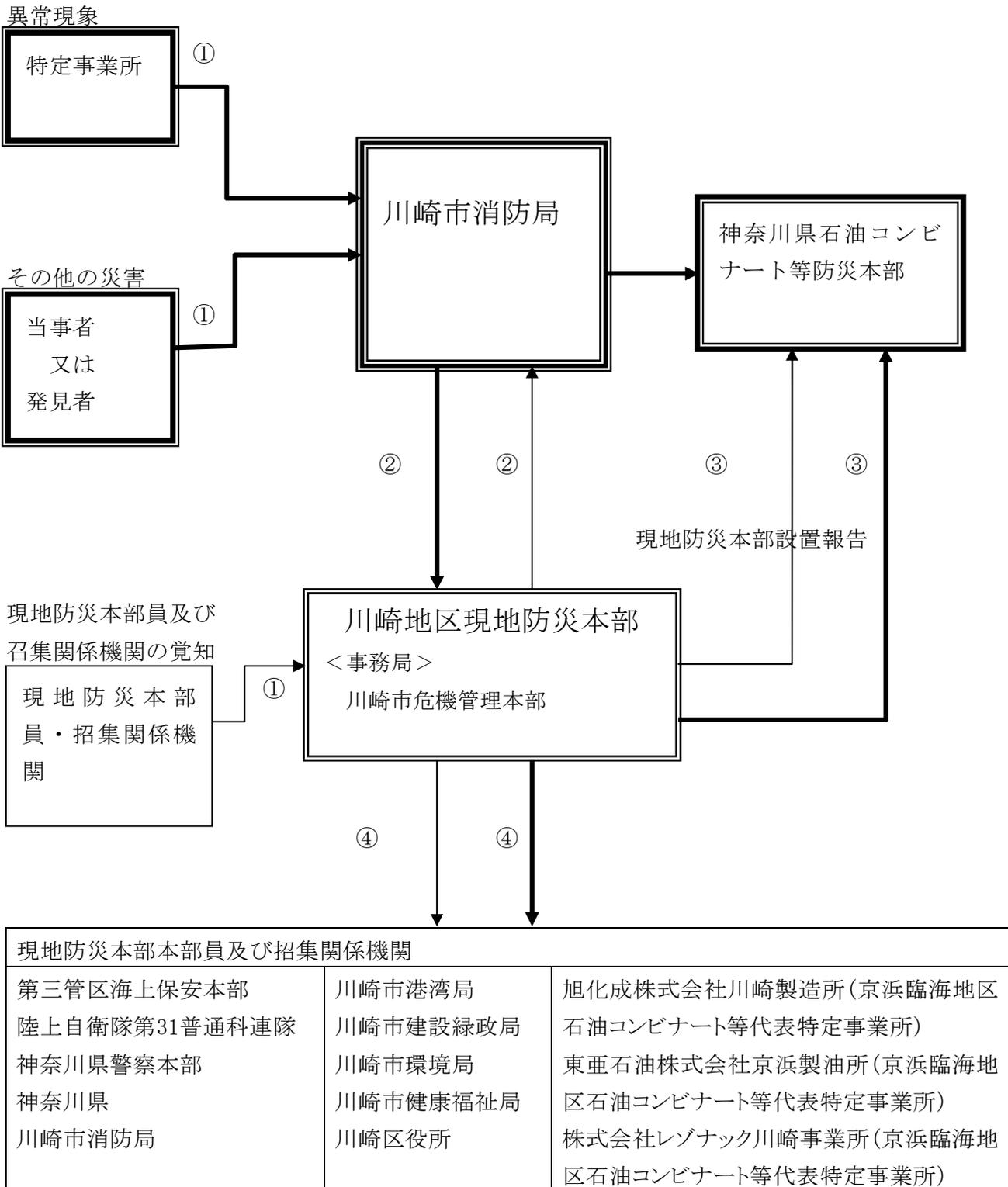
別表第2(第3条関係)

神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部招集関係機関

機 関 名
川崎市環境局
川崎市健康福祉局
川崎市建設緑政局
川崎区役所
旭化成株式会社川崎製造所(京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所)
東亜石油株式会社京浜製油所(京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所)
株式会社レゾナック川崎事業所(京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所)

別表第3(第5条関係)

災害時における情報連絡体制



※ 情報連絡体制の確立を図るため、事務局は、別に情報連絡窓口(昼夜間)を把握することとする。

(第2条関係)

神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準別表

区分	基準
自然災害	<ol style="list-style-type: none">1. 大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」が発表されたとき2. 関係市内(横浜市、川崎市)で震度5強以上の地震を観測したとき3. 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報、又は津波警報を発表したとき
事故災害	<ol style="list-style-type: none">1. 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防機関では対応が困難な場合2. 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合3. 事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがある場合

[都市災害対策編 神奈川県石油コンビナート等防災計画 (抜粋)]